

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和五年七月十九日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 保 阪 努

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	取 消 年 月 日
石田 智嗣	石田ともつぐ後援会	五、 三、 二七
臼井 照人	平塚青年政治研究会	五、 三、 三〇
加藤 龍	加藤りょう後援会	五、 三、 一四
川辺 芳男	川辺よし男を育てる会	五、 三、 三〇
杉山 祐一	杉山ゆういち後援会	四、 一一、 一四
田村 雅俊	田村まさとし後援会	五、 三、 一